

令和 8 年度ふぐ処理適正化推進委託業務契約書

委託者徳島県（以下「甲」という。）と受託者落札業者（以下「乙」という。）とは、業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第 1 条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託し、誠実に履行するものとする。

（１）委託業務名 ふぐ処理適正化推進委託業務

（２）委託業務の内容 別添の令和 8 年度ふぐ処理適正化推進委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

（委託業務の処理）

第 2 条 乙は、前条第 2 号に規定する仕様書の内容に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第 3 条 委託期間は、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（委託料）

第 4 条 委託料は、金〇〇円とする（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇円）。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 8 3 の規定に基づき、委託料に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第 6 条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第 7 条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託業務の完了報告及び精算）

第 8 条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了後速やかに甲が指定する様式による委託業務完了報告書及び事業費精算書を甲に提出するものとする。

2 前項の規定による精算の結果、第 11 条の規定により既に支払った前金払の額が、第 10 条第 1 項の規定により確定した精算額を超えるときは、乙は、その超える額を甲に返納しなければならない。

(検査等)

第9条 甲は、委託業務完了報告書及び事業費精算書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命ずることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して、検査により確定した精算額（第4条第1項に定める委託料の額を上限とする。）の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に当該精算額を乙に支払うものとする。

(前金払)

第11条 甲は、乙から委託料について前金払の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、委託料の一部を前金払するものとする。

(再委託等の禁止)

第12条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、委託料の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。

4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後 藤 田 正 純

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。